

大和市告示第45号

大和市住宅用太陽光発電システム設置日補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成21年大和市告示第235号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

第1条中「住宅用太陽光発電システム」の次に「、住宅用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）及びリチウムイオン蓄電池」を加え、「システム」というを「システム等」と総称するに、「、システム」を「、システム等」に改める。

第2条を次のように改める。

（補助対象システム等）

第2条 この要綱の補助金の交付対象となるシステム等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 住宅用太陽光発電システム 次に掲げる全ての要件を満たすシステムであること。

ア 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線（配電用変電所から電力を供給する配電線のうち100ボルト又は200ボルトの電線をいう。）及び逆潮流有り（太陽光発電の発電電力が当該住宅において消費する電力（この条において「消費電力」という。）を下回る場合は、電力会社から電力の供給を受け、発電電力が消費電力を上回る場合は、当該余剰電力を電力会社へ供給することができるシステムをいう。）で連系し、かつ、太陽電池モジュールの最大出力値（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値（キロワット表示とし、小数点以下第3位を切り捨てる。）とする。以下同じ。）が10キロワット未満であるもの

イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第8条に定める性能、安全性等の技術的仕様を満たすもの（第9条に規定する実績報告までに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関

する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条の認定を受けたものに限る。）

(2) HEMS 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱（経済産業省20130305財資第5号）に規定するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業（計測装置費に限る。）の補助対象となるシステムであること。

(3) リチウムイオン蓄電池 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付要綱（経済産業省20140213財情第1号）に規定する定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の補助対象となるシステムであること。

2 システム等は、未使用品である場合に限り、補助の対象とする。

3 HEMS及びリチウムイオン蓄電池は、住宅用太陽光発電システムと併せて申請し、設置する場合に限り、補助の対象とする。

第3条中「システム」を「システム等」に、「システム設置済み住宅」を「システム等設置済み住宅」に、「要件を全て」を「全ての要件を」に改め、同条第3号ただし書を削る。

第4条を次のように改める。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 住宅用太陽光発電システム 48,000円を上限とし、12,000円に太陽光モジュールの最大出力値を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てた額）

(2) HEMS 10,000円

(3) リチウムイオン蓄電池 50,000円

第5条第2項中「前条ただし書」を「前条第1号」に改める。

第6条中「、システム」を「、システム等」に、「システム設置済み」を「システム等設置済み」に、「大和市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書」を「大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) システム等の型式、規格等が確認できる仕様書及び設置の状況が確認できる配置図

第6条第3号及び第4号中「システム」を「システム等」に改める。

第7条中「大和市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付等決定通知書」を「大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付等決定通知書」に改める。

第8条第1項中「大和市住宅用太陽光発電システム設置計画変更承認申請書」を「大和市住宅用太陽光発電システム等設置計画変更承認申請書」に改め、同条第2項中「大和市住宅用太陽光発電システム設置計画変更承認通知書」を「大和市住宅用太陽光発電システム等設置計画変更承認通知書」に改め、同条第3項中「大和市住宅用太陽光発電システム設置計画中止届」を「大和市住宅用

太陽光発電システム等設置計画中止届」に改める。

第9条中「システム」を「システム等」に、「大和市住宅用太陽光発電システム設置完了実績報告書」を「大和市住宅用太陽光発電システム等設置完了実績報告書」に改め、同条第1号中「住民票」の次に「の写し」を加え、同条第2号中「システム設置状況」を「システム等設置状況」に改め、「カラー写真（」の次に「住宅用太陽光発電システムについては、」を加え、「対象システム配置図」を「対象システム等配置図」に改め、同条第3号中「システム設置済み」を「システム等設置済み」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) システム等の出荷証明書の写し又は保証書の写し若しくはこれに代わるもの。ただし、住宅用太陽光発電システムについては、設置した太陽電池モジュールの変換効率及びこれが未使用品であることが確認できる出力対比表（設置枚数分の出力と製品番号の対比ができるもの）とする。

第10条中「に定める」を「に規定する」に、「大和市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付額確定通知書」を「大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付額決定通知書」に改める。

第11条第1項中「大和市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書」を「大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付請求書」に改める。

第12条第2項中「経過する」の次に「日」を加える。

第13条第2項中「大和市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定取消通知書」を「大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付決定取消通知書」に改める。

第14条第1項中「大和市住宅用太陽光発電システム設置費補助金返還命令書」を「大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金返還命令書」に改める。

第15条中「対象システム設置工事」を「対象システム等設置工事」に改める。

第16条中「住宅用太陽光発電システム」を「システム等」に改める。

別表様式の名称の欄を次のように改める。

様式の名称
大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書
大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付等決定通知書
大和市住宅用太陽光発電システム等設置計画変更承認申請書
大和市住宅用太陽光発電システム等設置計画変更承認通知書
大和市住宅用太陽光発電システム等設置計画中止届

大和市住宅用太陽光発電システム等設置完了実績報告書
大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付額確定通知書
大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付請求書
取得財産処分等承認申請書
取得財産処分等承認通知書
大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付決定取消通知書
大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金返還命令書

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。